

経営会議の内容

件 名	大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第８期）について
所 管 部	健康福祉部 人生１００年推進課 介護保険課
日時・場所	令和２年 １０月１５日（木） １３：３０ ～ １４：０５ 研修室
出 席 者	市長、副市長、教育長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、人生１００年推進課長、介護保険課長
提 出 理 由	令和３年度～５年度を計画期間とした大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第８期）の策定にあたり、骨子案の内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・最近、介護保険料の滞納者に対する差し押さえの状況に関する新聞記事があった。大和市における差し押さえの現状を教えてもらいたい。また、介護保険料の設定において、介護保険料を減額する等、低所得者に対する方策は検討しているか。 （所管部）１、２年程度の滞納に対しては、介護サービスを受ける際の自己負担割合を増やす等、介護保険法に基づき適切に対応しているが、現状、滞納者に対して差し押さえといったことは実施していない。ある程度の所得がある滞納者に対しては個別訪問を実施している。また、低所得者に対しては、国の指導に基づき、介護保険料算出の際の係数を下げる等の対応を行っているが、それでも支払いが難しい方については、より丁寧に対応していくようにしたい。 ・骨子案にある「施策２－６－１：要支援・要介護の認定の適正化」において、「具体的な事業・取組／その他の事業」として「認定有効期間の延長」とあるが、市独自では実施が難しいところ、どのような経緯で延長されてきたのか。 （所管部）これまで国が段階的に有効期間を延長してきており、現在、要支援・要介護の認定の更新時に状態が安定している方に対しては最長で３年間の期間が認められている。また、まだ確定ではないが、要介護・要支援の認定の更新の際、更新前後の状態が同一であれば、最長で４年間の期間が延長できるようにすることが国から示されている。認定有効期間が延長されれば、認定審査会による認定に係る諸々の負担も軽減されるものと思う。 ・骨子案にある「施策２－８－１：災害や感染症に対する備えの充実」において、防災・減災対策及び感染症対策に関する周知啓発、研修を行う旨の記載があるが、対象者は誰を想定しているのか。 （所管部）まずは介護事業者を対象とすることを想定しているが、介護サービスを受ける側である在宅の高齢者等も感染症対策に関する周知は必要であるため、最終的には両者を対象とすることを考えている。 ・祖父母と同一世帯で暮らしている子どもが少なくなっており、高齢化の問題を伝えることが難しくなっている中ではあるが、認知症のことや地域共生については学校でも教えることができると思う。学校での様々なアプローチにより子どもたちに高齢化の問題を伝えていくことができれば良いと思う。 ・高齢者保健福祉計画も３年間という比較的短い期間で改定していくこととなり、計画の成果を評価することが難しいと思う。また、評価に関する記載も計画にはない。評価をせず、短期間で改定する高齢者保健福祉計画とはどのようなものと考えているか。

	(所管部) 高齢者保健福祉計画では数値目標ではなく高齢者のために実施すべき内容を記載しており、確かに評価は難しい。しかし、大きな方向性を示し、自由度の高い中で施策を実施できるようにした計画として策定されるものであると考えている。 ・この計画を実際の活動に落とし込んでいくことが重要である。大和市では、大和シルフィード・スポーツクラブ等の総合型地域スポーツクラブが認知症対策等につながる活動をした実績もあることから、そのようなことの利用も含め、工夫して計画を具現化するようにしてもらいたい。 ・(全体を通して所管部からコメント) アンケート結果等、市民の声を生かしながら良い計画にしていきたいと思う。
会議結果	案のとおり、進めていく。